

平成19年3月 勝浦市議会定例会会議録（第6号）

平成19年3月23日

○出席議員 21人

1番 土屋 元 君	2番 佐藤 啓 史 君	4番 渡辺 伊三郎 君
5番 松崎 栄 二 君	6番 刈込 欣 一 君	7番 末吉 定 夫 君
8番 黒川 民 雄 君	9番 渡辺 玄 正 君	10番 寺尾 重 雄 君
11番 高橋 秀 男 君	12番 板橋 甫 君	13番 丸 昭 君
14番 八代 一 雄 君	15番 児安 利 之 君	16番 渡辺 利 夫 君
17番 佐藤 浩 寿 君	18番 滝口 敏 夫 君	19番 伊丹 富 夫 君
20番 水野 正 美 君	21番 岩瀬 義 信 君	22番 深井 義 典 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	助 役 杉 本 栄 君
収 入 役 江 沢 始 一 君	教 育 長 松 本 昭 男 君
総 務 課 長 西 川 幸 男 君	企 画 課 長 藤 江 信 義 君
財 政 課 長 関 重 夫 君	課 税 課 長 乾 康 信 君
収 納 課 長 鈴 木 克 己 君	市 民 課 長 滝 本 幸 三 君
介 護 健 康 課 長 関 修 君	環 境 防 災 課 長 田 原 彰 君
清掃センター所長 酒 井 正 広 君	都 市 建 設 課 長 三 上 鉄 夫 君
農 林 水 産 課 長 岩 瀬 章 君	観 光 商 工 課 長 守 沢 孝 彦 君
福 祉 事 務 所 長 小 柴 章 夫 君	水 道 課 長 藤 平 光 雄 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君
農 業 委 員 会 酒 井 明 君	
事 務 局 長	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 川 又 昌 昶 君	議 事 係 長 目 羅 洋 美 君
-------------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第6号

第1 議案・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（予算審査特別委員長）

議案第18号 平成19年度勝浦市一般会計予算

議案第19号 平成19年度勝浦市国民健康保険特別会計予算

議案第20号 平成19年度勝浦市老人保健特別会計予算

議案第21号 平成19年度勝浦市介護保険特別会計予算

議案第22号 平成19年度勝浦市水道事業会計予算

(総務常任委員長)

議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第11号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 財産の譲与について

(教育民生常任委員長)

議案第13号 勝浦市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 勝浦市文化会館建設基金条例の制定について

議案第15号 勝浦市人材育成基金設置条例の一部を改正する条例の制定について

(建設経済常任委員長)

議案第16号 勝浦市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 勝浦市中小企業資金の融資に関する条例の一部を改正する条例の制定について

陳情第1号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化のため国への意見書提出
を求める陳情

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第23号 副市長の選任につき同意を求めることについて

議案第24号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

議案第25号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

第3 諮問上程・説明・質疑・採決

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第4 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第1号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

発議案第2号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書につい
て

第5 報告

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

開 議

平成19年3月23日(金) 午後1時00分開議

○議長（水野正美君） ただいま出席議員は21人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（水野正美君） 日程第1、議案・陳情を上程いたします。

議案第18号 平成19年度勝浦市一般会計予算、議案第19号 平成19年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第20号 平成19年度勝浦市老人保健特別会計予算、議案第21号 平成19年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第22号 平成19年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。滝口予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 滝口敏夫君登壇〕

○予算審査特別委員長（滝口敏夫君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において予算審査特別委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告申し上げます。

当予算審査特別委員会は、付託されました議案5件を審査するため、去る3月16日、19日、20日の3日間、委員会を開催し、執行部より市長、助役、収入役、教育長並びに関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第18号 平成19年度勝浦市一般会計予算、議案第19号 平成19年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第20号 平成19年度勝浦市老人保健特別会計予算、議案第21号 平成19年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第22号 平成19年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件については賛成多数で、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において各委員から質疑、意見、要望等が出されましたが、その主なものを申し上げますと、まず、一般会計予算の歳入では、三位一体改革における税法改革や税源移譲が勝浦市に与える影響額についてただしたところ、個人住民税の税制改正分に係る平成19年度予算への影響について、1点目として、平成17年度税制改正による65歳以上で合計所得金額が125万円以下の者の所得割及び均等割非課税の廃止による経過措置で、均等割額の3分の1の額120万7,000円の減額、所得割額の3分の1の額324万5,000円の減額、2点目として、税源移譲に伴う住民税の6%の比率定率化で1億7,128万7,000円の増額、3点目として、人的控除における税額控除分で2,400万円の減額、4点目として定率減税の廃止で平成18年度減税額の3,489万3,000円程度の増を見込んでいる旨の答弁がありました。

また、歳出では、平成19年度予算における重点事業についてただしたところ、総務費においては男女共同参画計画策定業務、後期高齢者医療制度の平成20年度発足に伴う住民情報システム修正業務、民生費においてはグループホーム等入居者家賃支給事業、通所施設等送迎費支給事業、

指定介護予防支援事業、乳幼児医療費助成事業の拡充、放課後児童健全育成事業の総野小学校での実施、衛生費においては、広域連合とオンラインで結ぶ後期高齢者医療制度の対応システムの構築等、新規事業または拡充した事業を中心に答弁がありました。

次に、介護保険特別会計予算について、介護予防10カ年計画に基づき、今、全国で特定高齢者を65歳以上の高齢者の3%から5%を対象にするという前提で施策の展開を図っているが、実際のところ、全国的に見ると0.21%程度にしかになっていない。いろいろ準備はしても対象者がいないのではないかとただしたところ、生活機能評価チェックリスト及び基本健康診査において特定高齢者の把握を行い、対象者のうち905名の方が受診し、18名が特定高齢者として選定されたが、このうち4名が事業参加の希望はしない、14名の方が医療優先ということで、実際に介護予防特定高齢者施策事業に参加していないのが現状である。基本チェックリストの回収を行っているが、医師の診断が必要なものであり、現在、その調整を図っている状況である旨の答弁がありました。

次に、水道事業会計予算について、千葉県の県内水道事業に関する提案に対して、勝浦市の水道事業についてただしたところ、千葉県の水道は県営水道一本化でいくべきで、その中で格差が極力生じないように努力すべきだと考えている旨の答弁がありました。

なお、議案第18号 平成19年度勝浦市一般会計予算については、国の三位一体改革の影響とはいえ、市民には増税となるため、議案第19号 平成19年度勝浦市国民健康保険特別会計予算については、保険税の額が市民の負担能力をはるかに超えているため、議案第20号 平成19年度勝浦市老人保健特別会計予算については、後期高齢者医療の制度の問題のため、議案第21号 平成19年度勝浦市介護保険特別会計予算については、介護保険事業の制度の問題のため、議案第22号 平成19年度勝浦市水道事業会計予算については、料金改定を近い将来行わないという確信が得られないため賛成できない旨の討論があったことを申し添えます。

以上を申し上げまして、予算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（水野正美君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、前もって通告がありましたので、これを許します。初めに、児安利之議員。

〔15番 児安利之君登壇〕

○15番（児安利之君） 私は、平成19年度勝浦市一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、老人保健特別会計予算、介護保険特別会計予算及び水道事業会計予算について、反対の立場で討論を行います。

まず、一般会計予算であります。藤平市長も所信表明で述べているように、自民公明連立政権の安倍首相が掲げる成長戦略のもとで、異常なまでの大企業中心の経済政策の推進のための予算となっているのが国の新年度予算であると私は考えています。つまり、減価償却制度の見直しや証券優遇税制の1年延長など、史上空前の利益を上げている大企業や大資産家に減税をばらまく一方で、定率減税の廃止や生活保護の削減に見られるように、国民への負担増と給付切り下げは無慈悲に継続推進する内容となっているのであります。

このような状況の中で、小泉、安倍内閣と続く三位一体の改革は、勝浦市民と市財政にどのよ

うな影響を与えているのでしょうか。「広報かつうら」1月12日号の税特集によれば、年収700万円で夫婦プラス子供2人の家族の場合、住民税、所得税合わせて、平成18年度で41万8,000円の税額が19年では45万9,000円と、4万1,000円の増額になるわけでありまして。また、70歳独身で年金収入200万円の人の場合には、18年が3万7,400円、19年が4万2,000円と、4,600円の増額となるわけでありまして。市の広報を見ても増税は明らかであります。

税制改正による平成19年度個人住民税の市の増収分は、今、予算審査特別委員長の報告にもありましたように、税源移譲に伴う住民税率10%へのフラット化、そのうち4%が県、6%が市でありますから、そのフラット化や、あるいは定率減税の廃止などによって1億8,218万円、市の増収になるわけでありまして。これを裏返せば、市民に1億8,000万円以上の負担増としてのしかかってくるわけでありまして。その一方で、市財政は国庫負担金の廃止などによって、19年度前年対比で9,142万6,000円もマイナス影響を受けているわけでありまして。住民には増税と、地方自治体財政は税源移譲という名の財源減らし、この国のやり方、これはどうしても許せるものではありません。

このような厳しい状況のときだからこそ、地方自治体、市が地方自治法の第1条の2に掲げているように、住民の福祉の増進を図る、この本来の役割を今こそ果たすべきときではないでしょうか。ところが、勝浦市は既に18年度から実施している一般健康診断の有料化や、まだ19年度で予算計上こそされてはいないけれども、19年度じゅうに実施予定とされているごみ収集手数料の有料化の創設、これらによって年間7,000万円ずつの新たな負担増を市民に課するということが行財政改革のもとで進められようとしているわけでありまして、このことは認めるわけにはいかないわけでありまして。

私は今回盛られてきている乳幼児医療助成対象の拡大、あるいは放課後ルームの新設、障害者対策や農道・市道の整備、消防防災施設の充実、学校給食費など、市民生活に直結する予算の計上について、もちろん否定するものではありません。

次に、国民健康保険会計であります。年収220万円で18年度の国民健康保険税が27万8,000円課せられました。これはどう見ても高い、ある市民からの訴えでありました。今、多くの、全国の自治体で、国民健康保険税は既に住民の負担能力をはるかに超える額となっているのではないでしょうか。この最大の原因は、政府が23年前に49.8%を国庫支出金として出していたものから、徐々に減らしながら、現在では実に34.5%へと国庫支出金を減らしたこと、ここに各自治体の財政の厳しさの最大の原因があるというふうに私は見えています。

しかし、平成18年度の比較で勝浦市の近隣との比較を見てみると、1人平均額は、この近隣で一番低い旧夷隅町で5万6,000円、勝浦市が9万円でありますから、実に1人当たり平均で3万4,000円も開きがあるわけでありまして。19年度予算で勝浦市は1人9万600円、1世帯17万8,000円を平均税額として当初予算で計上しています。平成18年度の決算見込みで、歳入歳出の差し引き額が8,076万円予想されるわけでありまして、これを財源に税の引き下げを求めた私の過日の質問に対して、市長は7月の本算定で検討する、あるいはまた、税を滞納している世帯であっても、就学前の子供に対しては保険証を交付するなどと答弁がありまして、前向きの姿勢であることは私も認めるところでありますが、しかしながら、当初予算の時点では、余りにも高額な国保税の計上でありまして、これでは賛成しかねるわけでありまして。

なお、直営診療所施設勘定については賛意を表しておきます。

次に、老人保健会計であります。後期高齢者医療制度が、私に言わせれば医療改悪法案に盛り込まれ、昨年12月議会で県下一斉に広域連合規約の承認が求められてまいりました。75歳以上の高齢者を国保や健保から脱退させて、保険料は年金から介護保険が天引きの上に、さらにまた保険料、保険税を年金からいや応なく天引きする、後期高齢者の診療報酬を別建てにして、高齢者の差別医療を可能にするなどが懸念されているところでもあります。元厚生労働省老人保健局長が、後期高齢者という医療費のかさむ年齢層の人たちを一まとめにして、効率的な診療報酬によって、それらの者たちの医療費を思い切って抑制することが新しい制度の隠された真のねらいであり、言葉は悪いが、これはうば捨て山に等しいと、このように元厚労省の高級官僚に言わせたほど、私は今回の制度は余りにも大きな問題点をはらんでいると思うわけであります。

この19年度勝浦市一般会計予算を見ましても、この後期高齢者医療制度の導入のための予算が4,800万円、勝浦市にとっては本当に大金でありますけれども、私に言わせれば、この制度導入による余分な予算計上だと言わざるを得ないわけではありますが、後期高齢者関連のパソコンシステムの修正事業として計上され、現にそのことによって準備が着々と進められているわけでありまして、この会計についても賛意を表しかねるわけであります。

介護保険会計であります。元気な老人をふやすと、鳴り物入りで介護予防10カ年戦略が始まり、特定高齢者の3%から5%程度は対象とされている国のもくろみでありましたが、現実には市町村の実際に行った調査では、実に1けたも違う0.12%程度の実態でしかないわけであります。厚生労働省は、25項目のチェックリストを、その基準を相当緩和するなどして特定高齢者を、私に言わせれば無理にふやす方向で進めようとしているわけでありまして、結局、これは1次判定と2次判定の変更比率が大きい保険者に判定変更せざるを得ないように指導、助言して、給付抑制を進めようとしているというふうに見ないわけにはいきません。このような戦略は、決して高齢者介護のプラスにはならないと私は思うわけであります。したがって、介護予防10カ年戦略の推進ではなく、今、一番必要なことは、被介護者が切実に要望している各種介護施設の増設であり、それが最も必要であることを強く主張するものであります。そういう立場から、本会計についての反対の意を表しておきます。

最後に、水道事業会計であります。平成12年に29.8%、平成18年に15.4%と勝浦市の水道料金は大幅に値上げをされました。市の基本方針は、言ってみれば、完全独立採算を堅持する、どこからも財源を投入しない、あくまでも営業収入によって賄っていく。つまり、水道料金によって賄っていく、これを堅持するという立場をかたくなに守っています。そして、老朽管の布設替えだとか、あるいは、未給水区域はないけれども、未給水地域、ここからの要望を満たすために、建設改良留保資金を必要とするために、平成22年度末、これは老朽管布設替えのための留保資金でありますけれども、3億5,000万円の留保を目途として平成18年の15.4%の料金改定を行ったと、こういうことであります。しかしながら、現在、水需要の今後の予測は減少の一途をたどり、前年対比でも減少している現実があります。

このような客観的な状況を踏まえるならば、あるいは、改定ではなくて料金設定方法をこのまま行っていくならば、私は早晩、水道料金の値上げをせざるを得ないというふう思うものであります。県下の多くの自治体が給水原価と供給単価との関係で、余りにも高い給水原価を高料金対策の県費プラス市費の投入だとか、あるいはまた法定外の一般会計その他の財源の投入などによって高料金の緩和を図っているのが現実であります。そういう中で、私は高い現行の料金もさ

ることながら、将来の料金の再改定が予想される平成19年度の水道事業会計予算については賛意を表しかねるわけであります。

以上、各会計に対する反対討論を終わります。

○議長（水野正美君） 次に、丸 昭議員。

〔13番 丸 昭君登壇〕

○13番（丸 昭君） 私は、議案第18号ないし議案第22号について、賛成の立場で討論を行います。

最初に、議案第18号 平成19年度勝浦市一般会計予算について申し上げます。市税収入の減少や地方交付税の減額が進む厳しい財政状況下において、勝浦市総合計画及び実施計画に基づく予算配分並びに緊急度、重要度に配慮し、少なからず新たな施策も取り入れた予算編成は賛意を表するところであります。しかしながら、一部ではありますが、性質上、投資的経費であるべき事業が経常的な性質になりつつあり、今後の検討を要望するところであります。また、広域水道にかかわる歳出についても、その負担は当市の財政規模上、大きな負担であり、関係市町村と連携し、より一層の検討をあわせて要望するところでありますが、総合的な判断としては、一般会計予算は承認すべきものと考えます。

次に、議案第19号 平成19年度勝浦市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。近年、ますます進む少子高齢化の状況下において、医療費の高騰、また税収納率の低下など、本会計を取り巻く状況は極めて厳しい現状にあることは周知のところであります。本会計においては、国の制度が根幹にあり、国による制度改革がない限り、地方自治体の財政問題は解決を見ないと考えられる中、19年度においては引き続き保健基盤安定制度の有効活用を図り、税率の据え置きを図ったことは評価すべきと判断し、本会計は承認すべきものと考えます。

次に、議案第20号 平成19年度勝浦市老人保健特別会計予算、並びに議案第21号 平成19年度勝浦市介護保険特別会計予算について申し上げます。

両会計とも国保会計同様に国の制度が根幹にあり、市の裁量権はほとんどなく、置かれている状況上、やむを得ないものと判断し、承認すべきものと考えます。

最後に、議案第22号 平成19年度勝浦市水道事業会計予算について申し上げます。本年度予算においては、老朽セメント管の更新、老朽施設の改修を主に計画されており、これは後期基本計画に定めた計画の遂行であり、当初の目的に沿ったものであることから、これを了とするところでありますが、本事業については課題が山積しており、特に未給水地域解消については30有余年の長期にわたり、いまだ解決を見ない状況であり、対応の方向性を早期に示すべきと考え、強く要望することを申し添え、議案第18号 平成19年度勝浦市一般会計予算ないし議案第22号 平成19年度勝浦市水道事業会計予算、以上5会計の予算に対し、賛意を表し、賛成の討論といたします。

○議長（水野正美君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号 平成19年度勝浦市一般会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（水野正美君） 起立多数であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第19号 平成19年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第20号 平成19年度勝浦市老人保健特別会計予算、議案第21号 平成19年度勝浦市介護保険特別会計予算、以上3件を一括して採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、議案第19号ないし議案第21号、以上3件は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第22号 平成19年度勝浦市水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 財産の譲与について、以上3件を一括議題といたします。

本件に関し委員長の報告を求めます。滝口総務常任委員長。

〔総務常任委員長 滝口敏夫君登壇〕

○総務常任委員長（滝口敏夫君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月13日、委員会を開催し、執行部より市長、助役、収入役、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 財産の譲与について、以上3件につきまして慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（水野正美君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第11号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第12号 財産の譲与についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第13号 勝浦市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 勝浦市文化会館建設基金条例の制定について、議案第15号 勝浦市人材育成基金設置条例の一部を条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。刈込教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 刈込欣一君登壇〕

○教育民生常任委員長（刈込欣一君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において教育

民生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当教育民生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月14日、委員会を開催し、執行部より市長、助役、収入役、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第13号 勝浦市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 勝浦市文化会館建設基金条例の制定について、議案第15号 勝浦市人材育成基金設置条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件につきまして、慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、教育民生常任委員長の報告を終わります。

○議長（水野正美君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第13号 勝浦市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第14号 勝浦市文化会館建設基金条例の制定について、議案第15号 勝浦市人材育成基金設置条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括して採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第14号及び議案第15号、以上2件は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第16号 勝浦市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 勝浦市中小企業資金の融資に関する条例の一部を改正する条例の制定について、陳情第1号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化のため国への意見書提

出を求める陳情、以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。松崎建設経済常任委員長。

〔建設経済常任委員長 松崎栄二君登壇〕

○建設経済常任委員長（松崎栄二君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において建設経済常任委員会に付託されました議案及び陳情の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当建設経済常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月15日、委員会を開催し、執行部より市長、助役、収入役、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第16号 勝浦市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 勝浦市中小企業資金の融資に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件について慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第1号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化のため国への意見書提出を求める陳情につきましては、願意妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、建設経済常任委員長の報告を終わります。

○議長（水野正美君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君） ただいまの委員長報告について若干質疑をさせていただきます。

16号の分担金徴収条例なんですが、現行ですと県が75%、受益者、市が25%、そのうち市という受益者から実際の関係する受益者へ5%というふうに理解しています。わかりやすくするために、あり得ないんですが、100万円の事業といたしますと、現行では県が75万円持って、市が20万円持って、現実の受益者が5万円、合わせて事業費100万円、こうなると思うんです。そうすると、改正案では、100万円の事業のうち県が3分の1以内ですから、仮に目いっぱい33万円としますと、相残る67万円が受益者、市ですね。そのうち、今度の分担金条例は市負担の100分の15以内を真の受益者が持つということになると、67万円の100分の15以内というと約10万円だと思うんです。ですから、そうなってくると、現行は100万円のうち75万円が県、市が20万円、受益者が5万円となっていたものを、今度は、改正案では県が33万円、市が57万円、受益者が10万円と、こういうふうな計算になると思うので、市と受益者が相当不利になるようなことではないかと思うんですが、そういう点についての当局の見解などはどうであったのか、それから私のこの解釈がどうなのかもあわせてお答えいただければと思います。以上です。

○議長（水野正美君） 松崎建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（松崎栄二君） ただいまの質問に対する答弁ですが、確かに建設経済常任委員会でそういう質疑がされ、質問者の言うとおりの数値が答弁されました。確かに地元の負担がふえるのではないかという質疑もされましたが、担当課長からの答弁によりますと、危険度、緊急度により対処するようしていくということで回答がありましたので、今までよりも仕事はやりづらくなるのかなというような内容でありました。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第16号 勝浦市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君） 挙手多数であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第17号 勝浦市中小企業資金の融資に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、陳情第1号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化のため国への意見書提出を求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、陳情第1号は、採択と決しました。

午後2時5分まで休憩いたします。

午後1時48分 休憩

午後2時05分 開議

議案上程・説明・質疑・採決

〔助役 杉本 栄君退席〕

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長より追加議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第2、議案を上程いたします。

議案第23号 副市長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君） 市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第23号 副市長の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、勝浦市副市長に杉本 栄君を選任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

杉本君の経歴を申し上げますと、千葉県立長狭高等学校を卒業後、昭和34年8月、勝浦市役所に就職、昭和57年4月より清掃事務所長を務め、以来、議会事務局長、税務課長、財政課長、福祉事務所長、庶務課長を歴任し、平成11年4月より、ご承知のとおり、助役を務めております。

円満な人柄にして市職員として長年培った地方自治に対する豊富な識見と行政手腕は、市町村最高の補佐機関として適任であることは議員の皆様方、ご承知のとおりであります。よろしくご審議の上、ご同意あらんことをお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（水野正美君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第23号 副市長の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第23号については、これに同意することに決しました。

〔助役 杉本 栄君入席〕

○議長（水野正美君） 次に、議案第24号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、議案第25号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君） 市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第24号及び議案第25号の提案理由の説明を一括して申し上げます。

初めに、議案第24号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて申し上げます。本案は、去る3月31日、任期満了となります固定資産評価審査委員会の委員に江澤清知君を再任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

江澤清知君の経歴を申し上げますと、昭和35年3月、千葉県立一宮商業高等学校卒業後、昭和36年1月、勝浦市役所に就職、平成13年3月、市役所を退職するまでの間、税務事務担当を初め、建設課長補佐、公民館長、水産課長及び環境防災課長などを歴任され、平成16年4月から固定資産評価審査委員会の委員に選任され、現在に至っております。

次に、議案第25号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて申し上げます。本案は、3月5日に選任同意をいただき、来る3月31日任期満了となります固定資産評価審査委員会の委員に狩野正勝君を再任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

狩野正勝君の経歴を申し上げますと、昭和38年3月、千葉県立安房高等学校を卒業後、同年4月、千葉県庁に就職、平成17年3月、千葉県庁を退職するまでの間、夷隅支庁税務課を初め千葉県自然保護課長、千葉県安房支庁副支庁長及び南房総県民センター安房事務所長などを歴任され、平成19年1月から固定資産評価審査委員会の委員として現在に至っております。

よろしくご審議の上、ご同意あらんことをお願い申し上げ、議案第24号及び議案第25号の提案理由の説明を終わります。

○議長（水野正美君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号及び議案第25号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号及び議案第25号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第24号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第24号については、同意することに決しました。

○議長（水野正美君） 次に、議案第25号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第25号については、同意することに決しました。

諮問上程・説明・質疑・採決

○議長（水野正美君） 市長より諮問の送付がありましたので、職員に朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君） ただいま朗読いたしました諮問は、お手元へ配布したとおりであります。それでは、日程第3、諮問を上程いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

職員に諮問を朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君） 市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました諮問第1号及び諮問第2号の提案理由の説明を一括して申し上げます。

初めに、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて申し上げます。本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、渡邊 清君を委員の候補者として法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めようとするものであります。

渡邊 清君の経歴を申し上げますと、昭和28年3月、千葉県立大多喜高等学校を卒業後、郵政省に就職し、平成7年6月退職するまでの間、西畑郵便局、天津郵便局、山田郵便局に勤務し、局長代理や局長を歴任され、平成10年4月から人権擁護委員に選任され、現在に至っております。その人格と識見は、人権擁護委員として適任であると考えます。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて申し上げます。本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、吉田昭博君を委員の候補者として法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めようとするものであります。

吉田昭博君の経歴を申し上げますと、昭和35年3月、千葉県立大原高等学校を卒業後、昭和35年10月、勝浦市役所に就職し、平成13年3月、市役所を退職するまでの間、農業委員会事務局長、会計課長及び市民課長などを歴任されております。また、退職後は、平成17年より勝浦交通安全協会監事、また地域社会活動等に積極的に参加するなど、その人格と識見は人権擁護委員として適任であると考えます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上で諮問第1号及び諮問第2号の提案理由の説明を終わります。

○議長（水野正美君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号及び諮問第2号については、正規の手續を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号については、正規の手續を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、諮問第1号については、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、諮問第2号については、原案のとおり可決されました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（水野正美君） 日程第4、発議案を上程いたします。

発議案第1号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君） 発議者から提案理由の説明を求めます。児安利之議員。

〔15番 児安利之君登壇〕

○15番（児安利之君） 議長よりご指名がありましたので、ただいま議題となりました発議案第1号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議会の議長、副議長及び議員の報酬の支給方法を月割から日割に改めようとするものであります。議長及び副議長には、月の中途であっても選挙された当月分から、議員には職に就いた当月分から一月分、また任期満了、辞職等の際も一月分の報酬が支給されており、任期満了の際は新旧両方の議員等に一月分の報酬が支給されているため、これを在職日数の日割で計算し支給しようとするものであります。

本議会は、さきの12月定例会において、市の厳しい財政状況等にかんがみ、財源の一助とするため、議長、副議長及び議員の報酬の減額を平成22年12月までの4年間延長するための条例改正を行ったところであります。その厳しい財政状況を考える立場から、また全国的趨勢、千葉県内においても月割で支給されている市が本市を含めて3市という状況も考慮し、みずから条例改正をしようとするものであります。

何とぞ、私ども発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（水野正美君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第1号及につきましては、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第1号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは、討論を終結いたします。

これより発議案第1号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君） 次に、発議案第2号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君） 発議者から提案理由の説明を求めます。松崎栄二議員。

〔5番 松崎栄二君登壇〕

○5番（松崎栄二君） ただいま議題となりました発議案第2号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

今日の森林・林業や木材関連産業は、国産材の価格低迷が長期に続く中で、林業の採算性が悪化し、そのことが森林所有者の林業に対する意欲を失わせ、適切な森林の育成・整備が停滞し、

森林の持つ多目的機能が低下している実情にあります。

また、自然環境や生活環境に対する国民の期待と要請は年々増加していますが、地球温暖化防止における二酸化炭素吸収源としての役割はもとより、近年、自然災害が多発する中、安全・安心の確保を図る森林の役割についても果たすことができなくなることが強く危ぶまれています。

加えて、この間、我が国の森林行政の中核を担い、民有林行政との連携を果たしてきた国有林野事業は一般会計化、独立行政法人化が検討されるなど、国民の共有の財産である国有林の管理への影響も深刻なものとなっています。

こうした中、平成18年9月8日、森林・林業基本計画が閣議決定され、森林整備や地域材利用計画の推進、林業労働力の確保等の対策を進めていくこととされました。

したがって、森林・林業基本計画の確実な実行や地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の着実な推進、そして多面的機能維持を図るための森林整備等を推進するため、次の点に配意した対策を講じるよう強く要望します。

1、森林・林業基本計画に基づく森林の整備・保全、地域材利用対策の推進と木材の生産・加工・流通体制の整備、林業労働力の確保に向け、諸施策の確立と平成19年度予算の確保等、必要な措置を講じること。

2、地球温暖化問題を初めとする地球規模での環境保全への対策や持続可能な森林経営を目指した違法伐採対策の推進を図ること。

3、国有林野については、安全・安心な国土基盤の形成と、地域振興に資する管理体制の確保を図り、国民の共有財産である国有林の持続可能な森林管理と、技術者の育成確保を国が責任をもって図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご検察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げます。

○議長（水野正美君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第2号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第2号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは、討論を終結いたします。

これより発議案第2号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

報 告

○議長（水野正美君） 日程第5、報告であります。

報告第1号 専決処分の報告について、報告第2号 専決処分の報告について、以上2件について一括して市長の報告を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました報告第1号及び報告第2号の専決処分の報告について申し上げます。

本件は、交通事故に伴う1件 100万円以下の損害賠償額の決定及び和解についてであり、2月5日に専決処分いたしましたので、ご報告するものであります。なお、内容につきましては、それぞれ報告書に示したとおりでありますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

以上で報告第1号及び第2号の説明を終わります。

○議長（水野正美君） これをもって報告を終わります。

閉 会

○議長（水野正美君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成19年3月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午後2時37分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第10号～議案第22号、陳情第1号の総括審議
1. 議案第23号～議案第25号の総括審議
1. 諮問第1号～諮問第2号の総括審議
1. 発議案第1号～発議案第2号の総括審議
1. 報告第1号～報告第2号の報告

上記会議の・末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員